

仕 様 書

1. 件 名

中部運輸局折戸住宅の測量・境界確定業務委託契約

2. 業務場所

所 在 地 静岡県清水区折戸 1 0 0 0

(住居表示 静岡県清水区折戸 2 丁目 1 5 ー 1 0)

名 称 中部運輸局折戸住宅

委託範囲 別紙のとおり

3. 履行期限

令和 8 年 3 月 1 9 日

4. 業務内容

本業務は、中部運輸局折戸住宅の測量調査及び境界確定協議により土地面積及び境界を確定する一切の業務を行うものである。

(1) 測量

- ① 請負者は、測量地及び隣接地を含む関係する土地について公図、資料図等の調査を行い、発注者の指定した職員（以下「監督職員」という。）と協議して境界線を確認し、地形地物の観測など必要な測量を実施し、その成果を地形測量図などの図面にまとめて提出する。

測量にあたって現地測量を実施する際に必要となる基準点を設置し、選点は地形測量、路線測量等を考慮して効果的な配点とすること。

- ② 測量のため、隣接地等に立入るときは、事前に所有者若しくは関係人の承諾を得るものとし、土地立入の依頼については原則として書面により行うこととする。問題が発生した場合には、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

- ③ 測量業務の精度は、不動産登記規則（平成 1 7 年 2 月 1 8 日法務省令第 1 8 号、以下「規則」という。）第 1 0 条第 3 項及び 4 項に準ずる。

- ④ 測量において、地積更正登記など嘱託登記の手続きの必要性についても整理し、測量結果とあわせて発注者に説明・提示すること。

(2) 境界確定協議

- ① 上記 2 の所在地に該当する地番の公図等に基づき、現地において関連する権利者全員の立会の上、一筆ごと若しくは必要に応じた単位ごとに土地の境界を確認する。

確認した境界において、監督職員の指示に基づき、関連する権利者全員から境界確定協議書に署名押印を受けるものとする。

ただし、監督職員が境界確定協議書の作成を不要としたものは、この限りで

はない。立会が得られないとき、又は、立会を受けても同意が得られないときは、監督職員の指示により措置する。

なお、上記２の所在地のうち、旧大蔵省の土地と当局を除く所有者の土地との境界確定協議は行わないものとする。

- ② 上記①により境界点について同意を得られた場合は、境界標を設置するものとする。なお、既に境界標が設置されており、その移設の必要がない場合は、この限りではない。
- ③ 新たに境界標を設置する場合は、コンクリート杭により設置すること。コンクリート杭では堅牢に設置できない場合は、発注者の了承を得た上で金属境界標を用い、容易に移動等しないようアンカーピンで堅牢に設置するものとする。なお、コンクリート杭・金属境界標いずれの場合も、境界標設置に必要な物品・工具は受注者にて準備するものとする。

（３）公共用地との境界確定

- ① 公共用地に面している部分は、その境界に係る状況の確認を行う。
- ② 公共用地との境界確定が必要な場合は、申請書、図面その他必要な書類を作成し申請手続きを行うこと。
- ③ 申請手続きに当たっては、申請書類や図面、内容について公共用地管理者と協議・申請を行うこと。

５．主任技術者と主務従事者の届出

- （１）業務における技術上の一切の事項を処理する主任技術者を定め、その氏名その他必要事項を書面により監督職員に通知すること。また、作業計画書を作成し、監督職員へ提出すること。
- （２）土地家屋調査士法（昭和２３年法律第２２８号）に規定された土地家屋調査士を主務従事者と定め、その氏名その他必要事項を記入した書面を、資格を有することを証するものと併せて監督職員に提出すること。
- （３）通知された主務従事者が上記（２）に該当すると認められないときは、請負者は監督職員と協議の上、速やかに他の者を当てなければならない。
- （４）主務従事者は、主任技術者を兼ねることができる。

６．参加資格

本業務への参加資格条件は次の各号のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部運輸局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

７．一部業務の再委託

請負者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、

予め監督職員より承諾を得なければならない。

8. 施行上の義務と心得

- (1) 本業務で知り得た情報及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (3) 本業務は、権利者の財産に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。

9. 成果品及び測量記録

(1) 境界確定協議書

2部作成するものとし、国有財産部局長 中部運輸局長・隣接地所有者双方が押印後、1部を隣接地所有者に交付する。交付にあたっては境界の位置を明らかにした図面（実測図等）を添付する。

(2) 測量記録一式

公図等転写図、土地調査表、測量計算簿、面積計算書、精度管理表等、本業務に係る記録一式（写真含む）を1部提出する。

(3) 用地実測図・用地平面図

用紙の大きさは日本産業規格A列3横とし、それぞれ1部提出する。

(4) 電子データ（CD等）

CADデータをPDFファイルに変換したものCD等に記録して1部提出すること。提出するCD等はウイルス対策を行った上で、CD等の表面にウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名・ウイルス定義・チェック年月日）を表示すること。

10. その他

- (1) 本業務は発注者が指定する検査職員による前記成果品の検査の合格をもって完了とする。

- (2) 請求は、上記の検査に合格した後、書面をもって行うものとし、発注者は適法な請求書を受理した後速やかに支払うこととする。

なお、発注者は適法な請求書を受理した日から起算して支払が30日を超えた場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請負者へ支払うものとする。

- (3) 本仕様書に定めのないものについては、監督職員との協議により決定する。

11. 監督職員

中部運輸局 総務部 会計課 管財係長

委託範囲図

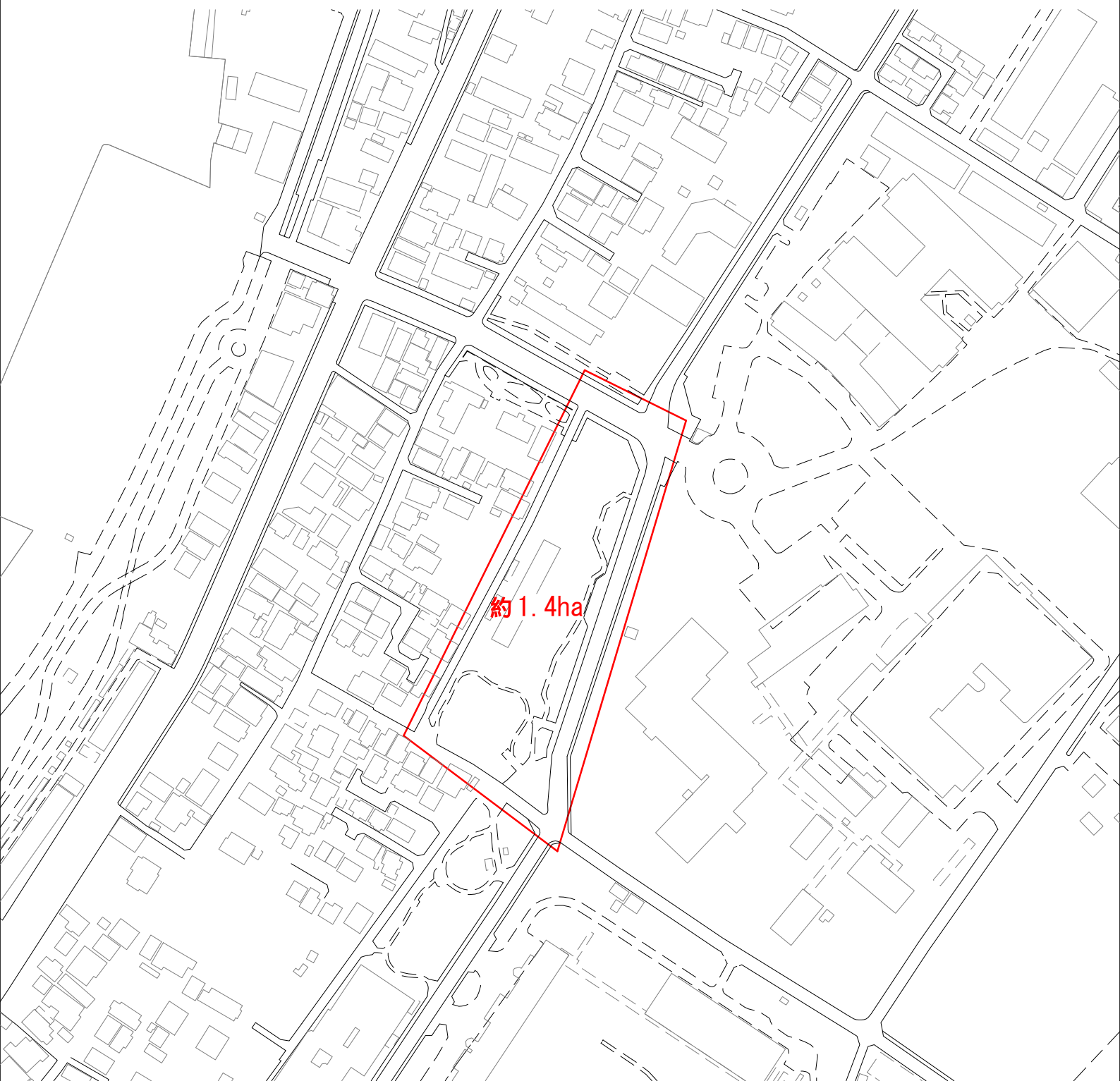
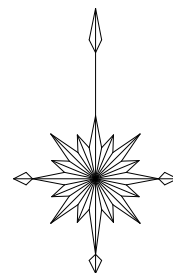
縮尺：1/2500

中部運輸局 折戸住宅

静岡県静岡市清水区折戸1000

(住居表示 静岡市清水区折戸2丁目15—10)

当該図は同区折戸2丁目付近を示している



凡例

おおよその
業務委託範囲区画